十一　Kは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものを除く。）の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

十二　Lは、次のイ又はロに掲げる使用済燃料の試験検査施設（機構が設置するものを除く。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めた金額とする。

イ　使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年度、昭和六十年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）　四百二十三万八千円

ロ　使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度において設置の工事が行われたものに限る。）　一千六百七十六万二千円

2　前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設（以下「複数立地対象原子力発電供用施設」という。）又は附帯使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備」という。）若しくは独立使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地独立使用済燃料貯蔵設備」という。）がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設等所在市町村のうち一の市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$a_1+a_2+b_1+b_2+c_1+c_2$

一　a_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている一の複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\{\{(F_0+f_{0i})-1.48\times r_0\}\times 400{,}000\times \alpha+D'\times\alpha'+D_0\}\times\frac{\text{当該複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積}}{\text{当該複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備の設備床面積}}$$

二　a_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地附帯使用済燃料貯蔵設備以外の一の附帯使用済燃料貯蔵設備ごとに、前項に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

三　b_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている一の複数立地独立使用済燃料貯蔵設備ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\sum_{j=1}^{k}\{\{(F_j+f_{0j}+f_j)-1.48\times r_j\}\times 400{,}000\times\gamma\}+F'\times\frac{\text{当該複数立地独立使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に係る部分の設備床面積}}{\text{当該複数立地独立使用済燃料貯蔵設備の設備床面積}}$$

四　b_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地独立使用済燃料貯蔵設備以外の一の独立使用済燃料貯蔵設備ごとに、前項に規定するFを求める算式により算定した金額の合計額とする。

五　c_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。

$$\frac{\text{当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該複数立地原子力発電供用施設の予定建設費}}$$

六　c_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外の対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

3　前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原子力発電供用施設がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額との配分については、当該対象関連設備及び当該対象原子力発電供用施設が設置されている一の事業所のうちそれぞれの市町村に係る部分の面積の比率に応じ、主務大臣が配分するものとする。

4　激甚（じんしん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚（じんしん）災害（地震による災害に限る。以下単に「災害」という。）に起因して、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内に所在する対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。以下この項において同じ。）が設置されている一の事業所において、当該事業所に設置されているすべての対象原子力発電供用施設の運転が停止しており、かつ、当該事業所に設置されている対象原子力発電供用施設に係る電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第三条第一項若しくは第二項又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十九条の十七の規定による報告がされている場合であって、当該事業所に設置されているすべての対象原子力発電供用施設における指定会計年度（当該災害が激甚（じんしん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により指定された日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の三会計年度前から前会計年度までの三年間に発電されたキロワット時を単位とする電力量を表す数を合算して得た数を三で除して得た数が四百五十億キロワット時以上であるときは、当該事業所をその区域に含む市町村に対して交付することができる指定会計年度の交付金の交付限度額は、主務大臣が、原子力発電供用施設の運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合に限り、前三項で定めた交付限度額に三を乗じて得た金額とすることができる。

5　一の対象原子力発電供用施設所在市町村に係る交付金の交付限度額の前四項までの算定の対象となる期間は、対象原子力発電供用施設（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては「対象関連設備」をいう。以下この項において同じ。）の使用が開始された日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設の使用が開始された日）が属する会計年度の翌会計年度（現に第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われている会計年度を除く。）から当該対象原子力発電供用施設が廃止される日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設が廃止される日）が属する会計年度までとする。ただし、当該対象原子力発電供用施設が廃止された場合であっても、当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号に規定する附帯使用済燃料貯蔵設備が現に存している場合にあっては、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に係る対象使用済燃料が貯蔵されている日が属する会計年度までを第一項第四号の算定の対象となる期間とする。